

むつ市議会第259回定例会会議録 第6号

議事日程 第6号

令和6年3月15日（金曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第1 議案第2号 むつ市コミュニティタクシー条例
- 第2 議案第3号 むつ市こどもの笑顔まんなか条例
- 第3 議案第4号 むつ市伝統行事及び民俗芸能の継承発展に関する条例
- 第4 議案第5号 むつ市監査委員条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第6号 むつ市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第7号 むつ市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第8号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第9号 むつ市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第10号 むつ市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第11号 むつ市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第12号 むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第13号 むつ市営住宅条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第14号 むつ市漁港管理条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第15号 むつ市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第16号 むつ市水道事業給水条例及びむつ市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第17号 むつ市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第18号 むつ市新希望のまち基金条例を廃止する条例
- 第18 議案第19号 むつ市川内町ふれあい広場条例を廃止する条例
- 第19 議案第20号 財産の取得について
(夏季における児童生徒の熱中症による健康被害の防止及び教育環境の向上を図るため、市内小学校6校及び中学校5校に冷房設備を配備するもの)
- 第20 議案第21号 新たに生じた土地の確認について
- 第21 議案第22号 新たに生じた土地の字名について
- 第22 議案第23号 市道路線の廃止について
- 第23 議案第24号 市道路線の認定について

- 第24 議案第28号 令和5年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算
- 第25 議案第29号 令和5年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第26 議案第30号 令和5年度むつ市水道事業会計補正予算
- 第27 議案第31号 令和5年度むつ市下水道事業会計補正予算
- 第28 議案第32号 令和6年度むつ市一般会計予算
- 第29 議案第33号 令和6年度むつ市国民健康保険特別会計予算
- 第30 議案第34号 令和6年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算
- 第31 議案第35号 令和6年度むつ市介護保険特別会計予算
- 第32 議案第36号 令和6年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算
- 第33 議案第37号 令和6年度むつ市魚市場事業特別会計予算
- 第34 議案第38号 令和6年度むつ市水道事業会計予算
- 第35 議案第39号 令和6年度むつ市下水道事業会計予算
- 第36 議案第40号 財産の取得について

(夏季における児童生徒の熱中症による健康被害の防止及び教育環境の向上を図るため、市内小学校6校及び中学校4校にポータブルクーラー等を配備するもの)

【議案質疑、討論、採決】

- 第37 議案第42号 むつ市副市長に選任する者につき同意を求めることについて
- 第38 議案第43号 むつ市副市長に選任する者につき同意を求めることについて

【議員提出議案一括上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

- 第39 議員提出議案第1号 むつ市議会委員会条例の一部を改正する条例
- 第40 議員提出議案第2号 令和6年能登半島地震の復旧・復興を最優先することを求める意見書
- 第41 議員提出議案第3号 自民党派閥裏金問題の徹底解明と実効性ある再発防止策の確立を求める意見書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22人）

1番	高橋征志	2番	杉浦弘樹
3番	佐藤武	4番	工藤祥子
5番	濱田栄子	6番	櫻田秀夫
7番	住吉年広	8番	白井二郎
9番	富岡直哉	10番	村中浩明
11番	野中貴健	12番	佐藤広政
13番	東健而	14番	中村正志
15番	井田茂樹	16番	浅利竹二郎
17番	岡崎健吾	18番	佐々木隆徳
19番	佐賀英生	20番	大瀧次男
21番	佐々木肇	22番	富岡幸夫

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	山本知也	副市長	川西伸二
教育長	阿部謙一	公営企業 管理業者	村田尚
代監査委員	齊藤秀人	選挙管理 委員会	畑中政勝
農委員 会長	坂本正一	政統 括	吉田真
総務部長	吉田和久	デジタル 推進	藤島純
企画政策 部長	角本力	財務部長	松谷勇
民生部長	斉藤洋一	福祉部長	中村智郎
健づく 推進部長	菅原典子	子ども みどり s m i l e s k o f f i c e にりつこ 所	吉田由佳子
都市整備 部長	木下尚一郎	建設技術 部長	小笠原洋一
川内庁舎 長	杉山郷史	大畑庁舎 長	高杉俊郎

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（富岡幸夫） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（富岡幸夫） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、3月4日に開催された議会運営委員会において、むつ市議会委員会条例の一部を改正する条例、令和6年能登半島地震の復旧・復興を最優先することを求める意見書及び自民党派閥裏金問題の徹底解明と実効性ある再発防止策の確立を求める意見書については、本日議員提出議案として上程することが決定しておりますので、ご報告いたします。

次に、3月6日、各委員会に付託いたしました議案の審査結果について、総務教育、産業建設、民生福祉の各常任委員長及び予算審査特別委員長より、それぞれ会議規則第111条の規定に基づき、委員会審査報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（富岡幸夫） 本日の会議は議事日程第6号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第36 委員長報告、 質疑、討論、採決

○議長（富岡幸夫） 日程第1 議案第2号 むつ

市コミュニティタクシー条例から、日程第36 議案第40号 財産の取得についてまでの36件を一括議題といたします。

委員会付託した議案についての各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長から報告を求めます。

まず、議案第2号、議案第4号から議案第7号まで、議案第17号、議案第18号、議案第20号から議案第22号まで及び議案第40号について、総務教育常任委員長の報告を求めます。総務教育常任委員長。

（11番 野中貴健議員登壇）

○11番（野中貴健） おはようございます。総務教育常任委員会に付託されました議案11件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月6日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第2号 むつ市コミュニティタクシー条例についてであります。理事者側から、令和5年度からデマンド型乗合タクシーに移行した川内湯野川線について、事業者の運転手不足や労働時間の制限等により来年度からの運行が困難となったことから、自家用有償旅客運送による市の直営運行を実施するため、路線、経路、料金等を定めるものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、使用料の積算根拠についての質疑があり、理事者側から、1,000円を上限として、タクシー料金の4分の1の額を基準としており、今年度実施している額と同額であるとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、交通事故があった場合の市の対応についての質疑があり、理事者側から、市の公用車を使用するため、基本的には、市で加入している自動車保険によって対応するとの答弁がありました。

また、別の委員から、委託による運行の今後の状況についての質疑があり、理事者側から、現在はタクシー事業者に委託して運行しているが、令和6年度以降は月曜日が委託による運行、火曜日から金曜日までが市直営による運行となるとの答弁がありました。

次に、議案第4号 むつ市伝統行事及び民俗芸能の継承発展に関する条例についてであります。理事者側から、伝統行事及び民俗芸能の継承発展のための基本理念並びに民俗芸能団体、市民及び事業者の役割を定め、その取組を推進していくためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、条例制定による市の支援策の拡充についての質疑があり、理事者側から、これまでも団体に対して国への補助申請を補佐する等の支援を行っており、今後は団体の課題や要望を聞き取りし、どのような支援が必要なのか検討していきたいとの答弁がありました。

また、別の委員から、担い手不足への対策についての質疑があり、理事者側から、団体によって他の地域の方の受入れに対する見解が異なると考えられるため、団体の声を確認しながら検討していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第5号 むつ市監査委員条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、地方自治法の一部改正において指定公金事務取扱者制度に係る規定が新設されることに伴い、現行の条例で引用している同法の条項が繰り下がることから、所要の条文整理をするものであるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第6号 むつ市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正において、行政機関等の間での情報連携に関し、同法で規定していた提供対象となる事務の情報を各省の省令で規定することとなることから、所要の条文整理をするものであるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第7号 むつ市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、地方自治法の一部改正において指定公金事務取扱者制度に係る規定が新設されることに伴い、現行の条例で引用している同法の条項が繰り下がることから、所要の条文整理をするものであるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第17号 むつ市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、本条例の所有者等の定義を引用している同法の条項が繰り下がったことから、所要の条文整理をするものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、法律の施行日と条例の施行日の乖離についての質疑があり、理事者側から、法律を引用するものについては遅滞なく改正するようにしており、ずれはあるが事務の執行に影響はないとの答弁がありました。

次に、議案第18号 むつ市新希望のまち基金条例を廃止する条例についてであります。理事者側から、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金の一部を本基金に積み立て、釜臥山スキー場整備事業及びむつ総合病院新病棟建設事業を実施していたが、基金事業が終了したため本条

例を廃止するものであるとの説明がありました
が、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第20号 財産の取得についてであります
が、理事者側から、夏季における児童生徒の
熱中症による健康被害の防止及び教育環境の向上
を図るため、市内小学校6校及び中学校5校にエ
アコンを設置するものであり、落札業者は株式会
社東京堂、取得価格は9,889万円であるとの説明
がありました。

これに対し委員から、多数の入札の辞退及び棄
権により、入札業者が2者となったことへの見解
についての質疑があり、理事者側から、本年6月
までの期間に設置完了までを見込める業者が少な
かったことによるものと考えているとの答弁があ
りました。

さらに同じ委員から、分割発注により市内経済
を活性化させる方法を検討しなかったのかとの質
疑があり、理事者側から、分割発注も検討したが、
全台数を一括で購入することで購入費用が抑えら
れ、また、いずれの方法で発注しても設置は電気
設備事業者が行うこととなり、1者に集中しない
と考え、一括での発注としたとの答弁がありまし
た。

次に、議案第21号 新たに生じた土地の確認に
ついて及び議案第22号 新たに生じた土地の字名
についてであります。理事者側から、関根浜地
区漁村再生交付金事業を活用し、漁港施設用地と
して整備した公有水面埋立地を確認し、同埋立地
をむつ市大字関根字前浜に編入するためのもので
あるとの説明がありました。委員からの質疑等
はありませんでした。

次に、議案第40号 財産の取得についてであり
ますが、理事者側から、設置目的は議案第20号と
同様であるが、エアコンの設置に当たりキュービ
クルの改造等が必要な学校にポータブルクーラー
を設置して対応するためのものであり、落札業者

は株式会社東京堂、取得価格は2,449万8,100円
であるとの説明がありました。

これに対し委員から、ポータブルクーラーの種
類及び1台当たりの単価についての質疑があり、
理事者側から、当初は全て床置きタイプを想定し
ていたが、学校現場を確認したところ、建物の構
造上、窓枠に設置しなければならない箇所もあっ
たことから2種類としており、また、設置も含め
て1台当たりの単価は5万円強となるとの答弁が
ありました。

また、別の委員から、ポータブルクーラーの取
付けに当たってのキュービクルの改造の必要性に
ついての質疑があり、理事者側から、キュービク
ルの改造をしなくても取り付けることができる電
力量のものを選定しており、冷房能力はエアコン
より劣るが、既存の扇風機も併用して使用するこ
とも可能であるとの答弁がありました。

以上で、総務教育常任委員会の審査報告を終わ
ります。

○議長（富岡幸夫） これで総務教育常任委員長の
報告を終わります。

次は、議案第13号から議案第16号まで、議案第
19号、議案第23号、議案第24号、議案第30号及び
議案第31号について、産業建設常任委員長の報告
を求めます。産業建設常任委員長。

（9番 富岡直哉議員登壇）

○9番（富岡直哉） 産業建設常任委員会に付託さ
れました議案9件について、審査の経過と結果を
ご報告申し上げます。

本委員会は、3月6日、関係部長等の出席を求
めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであ
りますが、付託されました議案につきましては、
全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定い
たしました。

以下、審査の過程において出されました主なる

質疑等について申し上げます。

初めに、議案第13号 むつ市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、解体を実施済みである昭和町団地、宿野部団地及び松川団地の3つの団地について、市営住宅の設置規定から削除するほか、みなし特定公共賃貸住宅に関して、公営住宅の規定を準用することを定めた第52条に、用途変更、模様替え及び増築等に関する規定を追加するため、所要の条文整備をするものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、解体跡地の利活用についての質疑があり、理事者側から、現在、昭和町団地跡地は、雪捨て場として利用しており、宿野部団地及び松川団地跡地は、具体的な利活用の予定はないが、今後、普通財産へ用途変更の手続きを行い、売却等も含めて検討していきたいとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、昭和町団地跡地の雪捨て場以外での利活用方法についての質疑があり、理事者側から、今後の方針については、関係者等と連絡を取りながら検討していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第14号 むつ市漁港管理条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、漁港漁場整備法の一部改正に基づき、同法の名称変更及び目的に漁港の活用促進が追加されたことに伴い、引用する部分を改めるほか、所要の条文整備をするものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、法で規定する認定計画実施者の概要についての質疑があり、理事者側から、これまでは漁業協同組合等の団体が漁港活用の主となっていたが、今回の改正により、民間事業者等も漁港の活用促進に係る計画に目的が合致し、漁港管理者から認定を受けた場合、認定計画実施者となり、漁港の活用ができることになるとの答

弁がありました。

次に、議案第15号 むつ市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、令和6年4月1日施行の地方自治法の一部改正により、引用する条項が移動することに伴い、所要の条文整理をするものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第16号 むつ市水道事業給水条例及びむつ市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、令和6年4月1日施行の水道法の改正により、水道事業の所管が厚生労働大臣から、国土交通大臣及び環境大臣に移管することに伴い、水道法の規定の引用部分について、所要の条文整理をするものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第19号 むつ市川内町ふれあい広場条例を廃止する条例についてであります。理事者側から、昭和59年に住民の健康増進を目的として整備された施設であるが、地域の人口減少及び川内球場を含めたふれあいスポーツパークの整備等により利用者が減少したことに伴い、令和6年3月31日をもって廃止するものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第23号 市道路線の廃止について及び議案第24号 市道路線の認定についてであります。理事者側から、釜臥線、桜木町団地1号線及び同8号線の3路線について、青森県が施工している国道338号大湊Ⅱ期バイパスの整備に伴い、路線の全部又は一部がバイパス線と重複することから廃止するものであり、また、それに伴う起点又は終点の見直しにより、桜木町地区の7路線を新たに認定するほか、柳町4丁目地区の開発行為

により新たに新設され、市に帰属となった路線を柳町連絡25号線として認定するものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第30号 令和5年度むつ市水道事業会計補正予算についてであります。理事者側から、決算見込みにより補正するものであり、収益的収入及び支出において、収入では2,253万9,000円を、支出では2,317万8,000円をそれぞれ減額しているほか、資本的収入及び支出において、収入では692万4,000円を増額、支出では1億6,692万9,000円を減額しているとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第31号 令和5年度むつ市下水道事業会計補正予算についてであります。理事者側から、決算見込みにより補正するものであり、収益的収入及び支出において、収入では2,923万9,000円を、支出では3,522万3,000円をそれぞれ増額しているほか、資本的収入及び支出において、収入では3,940万7,000円を、支出では3,024万9,000円をそれぞれ減額しているとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（富岡幸夫） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第3号、議案第8号から議案第12号まで、議案第28号及び議案第29号について、民生福祉常任委員長の報告を求めます。民生福祉常任委員長。

（10番 村中浩明議員登壇）

○10番（村中浩明） 民生福祉常任委員会に付託されました議案8件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月6日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案のうち議案第8号につきましては、反対討論がありましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定し、ほか7議案につきましては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第3号 むつ市こどもの笑顔まんなか条例についてであります。理事者側から、こどもの権利を保障するための基本理念、市の責務や保護者の役割、こどもの権利救済を目的としたこどもオンブズパーソンの設置等について定めており、こどもにとって大切な権利を保障するとともに、その育ちを支え、こどもにやさしいまちづくりを推進するために制定するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、本条例第9条第2項において11月20日をむつ市こどもの権利の日とし、必要な取組を行うこととしているが、どのような取組を想定しているのかとの質疑があり、理事者側から、具体的な取組についてはこれから検討するとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、相談の窓口が増えることにより、保護者がどの窓口で相談に行けば良いのかを迷うことがないように、周知を図り、保護者が利用しやすい体制を整えていただきたいとの意見がありました。

また、別の委員から、こどもの権利の普及啓発についての質疑があり、理事者側から、こども向けの冊子を作成することに加え、大人向けの出前講座や講演会等、普及活動に努めていきたいとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、こどもの意見をどのように聞き政策に反映させていくのかとの質疑があり、理事者側から、こどもを対象としたスマイル

・トークリレー「FLAT」の活用を予定しており、伺った意見は様々な事業に反映されていくものと考えているとの答弁がありました。

また、別の委員から、DVやネグレクトを受けているこども本人が相談するのは勇気がいることと考えるが、そのような時にも市役所まで来なければ相談することができないのか、また、緊急時の体制についての質疑があり、理事者側から、直通の電話や専用のメールアドレスを設け、市役所に来庁しなくても相談できる体制を整える予定であり、虐待等こどもの命に関わるような緊急事態には、基本的に48時間以内にこどもの安否を確認するというルールにより、これまでどおり職員が対応するとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、支援体制が強化されるという捉え方で良いのかとの質疑があり、理事者側から、こどもの権利に関する相談窓口やオンブズパーソンを設置することにより、高校生からも相談を受けられるようになるとともに、こどもの権利の侵害に関する救済活動ができるようになるなど、支援体制が強化されるとの答弁がありました。

次に、議案第8号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、介護保険法施行令の改正により、第1号被保険者の標準段階について、現行の9段階から13段階に多段階化し、標準乗率に変更されることに伴い、一部の保険料の額を改定するものであり、介護保険料基準額は前回の保険期間と同じ月額7,000円としているとの説明がありました。

これに対し委員から、改正後の保険料についての質疑があり、理事者側から、低所得者は保険料が下がり、高所得者は保険料が多段階化されることにより上がることになるとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、制度開始当初の2000年より保険料が倍になっていることを考えると、単純

に受け入れることができないとの意見がありました。

次に、議案第9号 むつ市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてですが、理事者側から、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に準じ、指定地域密着型サービス事業所の管理者の要件を改めるほか、所要の条文整備をするものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第10号 むつ市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてですが、理事者側から、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に準じ、居宅介護支援事業者が介護予防支援事業者の指定を受けられるようになることに伴い、介護支援専門員の配置や管理者の要件を規定するほか、所要の条文整備をするものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、改正内容の詳細についての質疑があり、理事者側から、現在は地域包括支援センターのみが直接受けられることになっている介護予防支援事業について、新たに居宅介護支援事業所が指定を受けられることにより、地域包括支援センターの業務が軽減され、居宅介護支援事業所の事務の効率化が図られるものと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第11号 むつ市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてですが、

理事者側から、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、ケアマネージャー1人当たりの取扱い件数の基準を、現行の35件から44件に改めるほか、所要の条文整備をするものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、取扱い件数が増えることによる事業者及び利用者への影響についての質疑があり、理事者側から、基準の件数は改めるが、必ずこの件数を取り扱うということではなく、事業者において適切な範囲の件数を取り扱うものであることから、利用者のサービスの低下や、事業者の過重労働につながるものではないとの答弁がありました。

次に、議案第12号 むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例についてですが、理事者側から、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、所要の条文整理をするものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、改正による対象者への影響についての質疑があり、理事者側から、改正による対象者への影響はないとの答弁がありました。

次に、議案第28号 令和5年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算についてですが、理事者側から、保険給付費が当初予算額を上回って推移していることから、歳入歳出それぞれ3,475万6,000円を増額するものであり、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、54億5,983万3,000円となるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第29号 令和5年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算についてですが、理事者側から、青森県後期高齢者医療広域連合へ納付する後期高齢者医療広域連合納付金の確定に伴い、歳入歳出それぞれ1,215万6,000円を増額す

るものであり、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、6億8,286万2,000円となるとの説明がありました。

これに対し委員から、後期高齢者医療広域連合納付金の確定に伴う補正は、毎年行われるのかとの質疑があり、理事者側から、例年当初予算は、後期高齢者医療広域連合から概算で示された額で計上し、確定後に増額又は減額後の金額を補正予算としてご審議いただいているとの答弁がありました。

以上で、民生福祉常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（富岡幸夫） これで民生福祉常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第32号から議案第39号までについて、予算審査特別委員長の報告を求めます。予算審査特別委員長。

（18番 佐々木隆徳議員登壇）

○18番（佐々木隆徳） 予算審査特別委員会に付託されました、議案第32号 令和6年度むつ市一般会計予算から、議案第39号 令和6年度むつ市下水道事業会計予算までの議案8件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月7日、3月8日及び3月11日に市長、副市長、教育長及び公営企業管理者ほか関係部局長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の過程で出されました質疑等につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました各議案について申し上げます。

初めに、議案第32号 令和6年度むつ市一般会計予算及び議案第34号 令和6年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算については、それぞれ委員1名より反対討論がありましたが、賛成多数で可

決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第33号 令和6年度むつ市国民健康保険特別会計予算、議案第35号 令和6年度むつ市介護保険特別会計予算、議案第36号 令和6年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算、議案第37号 令和6年度むつ市魚市場事業特別会計予算、議案第38号 令和6年度むつ市水道事業会計予算及び議案第39号 令和6年度むつ市下水道事業会計予算については、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で、予算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（富岡幸夫） これで予算審査特別委員長の報告を終わります。

以上で各委員長報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前10時55分まで暫時休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました36議案について、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◇議案第2号

○議長（富岡幸夫） まず、議案第2号 むつ市コミュニティタクシー条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第3号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第3号 むつ市こどもの笑顔まんなか条例について民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第4号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第4号 むつ市伝統行事及び民俗芸能の継承発展に関する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第5号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第5号 むつ市監査委員条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第6号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第6号 むつ市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第7号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第7号 むつ市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第8号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第8号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第9号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第9号 むつ市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第10号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第10号 むつ市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第11号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第11号 むつ市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第12号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第12号 むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第13号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第13号 むつ市営住宅条例の一部を改正する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第14号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第14号 むつ市漁港管理条例の一部を改正する条例について産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第15号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第15号 むつ市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第16号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第16号 むつ市水道事業給水条例及びむつ市水道の布設工事監督者

の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第17号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第17号 むつ市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第18号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第18号 むつ市新希望のまち基金条例を廃止する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第19号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第19号 むつ市川内町ふれあい広場条例を廃止する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第20号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第20号 財産の取得について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、夏季における児童生徒の熱中症による健康被害の防止及び教育環境の向上を図るため、市内小学校6校及び中学校5校に冷房設備を配備するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第21号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第21号 新たに生じた土地の確認について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第22号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第22号 新たに生じた土地の字名について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第23号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第23号 市道路線の廃止について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第24号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第24号 市道路線の認定について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第28号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第28号 令和5年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第29号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第29号 令和5年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第30号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第30号 令和5年度むつ市水道事業会計補正予算について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第31号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第31号 令和5年度むつ市下水道事業会計補正予算について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第32号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第32号 令和6年度むつ市一般会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。3番佐藤武議員。

(3番 佐藤 武議員登壇)

○3番(佐藤 武) 日本共産党の佐藤武です。議案第32号 令和6年度むつ市一般会計予算についての反対討論を行います。

本予算は、私たちが市民の負担を軽減するために提案してきた高等学校通学費補助費を市独自で行うことは大きな前進だと思っています。今までは、高等学校通学費は県で取り組むべき問題であるとして、一貫して拒否してきました。今後補助の範囲の拡大も検討されているということに対し

ても大いに期待をしているところです。

教員の長時間労働を何度も取り上げてきましたが、学校訪問の軽減やスクールサポートスタッフの配置、来年度からの教科指導を担う特別非常勤講師の市独自の配置など、教育委員会としての努力は評価できていると思っています。

また、雇用を創出する取組や、「むつ市のうまい!山の幸ブランディング事業」の今後の取組には注目していきたいと思っています。

しかし、本予算は原発核燃料サイクル政策推進を前提として、いわゆる原発マネーに依存する予算となっています。令和6年度には、県からの核燃税交付金が増額見込みであること、令和6年度以降、中間貯蔵施設新税の収入見込みがあることが理事者側からの答弁にあったとおり、さらに依存度を高める方向に進もうとしています。

人間に放射能を無毒化する力はないと認めなければなりません。自然に浄化作用のないものを環境に捨てるのは間違っていると思います。貯蔵施設も必ず劣化していくことを真剣に考えなければなりません。

福島第一原発事故後、世界の流れは原発中止、再生可能エネルギー中心の政策に変換している中で、原発核燃料サイクル推進を前提にした予算には賛成することができません。子供や孫の代に負の遺産を残すわけにはいきません。

市の基幹産業に位置づけられている農業予算についてですが、今後20年間に農業従事者が全国で4分の1に減ると見込まれています。現状は、自給率が低下しており、高齢化、後継者不足、離農者の増加等が大きな問題になっています。

むつ市では、2010年と2020年を比較した場合、農業経営体は10年間で411から153へと約3分の1に減少しています。家族経営の割合がほぼ9割を占めています。

自給率の向上、就農者の拡大、地産地消を進め

ていくためにも、生産をどう安定的に確保していくかが重要です。そのためには、農業の工業化ということではなくて、離農を防ぐためにも個人経営、家族経営を守る施策が必要ですが、十分に予算化されているとは言えません。

また、農業や農地は生態系の保存や環境保全、生物多様性にも貢献し、災害を防ぐ役割も果たしています。

むつ市は、身の丈に合わないと思われるような大規模事業で管理運営、維持費が膨らんでいます。人口減少が急速に進む中で、将来的には老朽化対策や建て替えに大きな負担が懸念されます。

むつ市高齢者無料乗車証「AGEHA」事業で、本来法的に任意のマイナンバーカード取得を利用の条件とすることは、法の精神にも合致しないし、公平に市民サービスを提供しなければならないはずの行政サービスも、結果的に差をつけることになっています。75歳以上の高齢者全てに無条件で公平にサービスを提供するべきだと考えています。

以上で反対討論を終わります。

○議長（富岡幸夫） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第32号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者19人、起立しない者2人）

○議長（富岡幸夫） 起立多数であります。よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第33号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第33号 令和6年度むつ市国民健康保険特別会計予算について、予

算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第34号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第34号 令和6年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。4番工藤祥子議員。

（4番 工藤祥子議員登壇）

○4番（工藤祥子） 日本共産党、工藤祥子です。議案第34号 令和6年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算に反対いたします。

この制度は、老人保健制度に代わる新しい医療制度で、75歳以上、また一定の障がいがあると認定された方は65歳以上の方を対象に、平成20年4

月から始まりました。運営主体は県内の40市町村全てが加入している青森県後期高齢者医療広域連合です。この広域連合で保険料の決定や医療費の給付等を行い、市町村では保険料の徴収や申請、届出の受付、保険証の引渡しなどを行います。2年に1回の見直しを行います。来年度は8回目の改正で、均等割、所得割とも保険料率の引上げとなっています。広域連合において、既に決められた引上げですが、住民に一番近い議員として反対討論を行います。

背景に、全世代対応型の持続可能な社会保障制度をいう政府の方針があります。高齢者の医療費の増加に伴い、現役世代の負担が大きく増加している中、後期高齢者1人当たりの保険料と現役世代1人当たりの後期高齢者支援金の伸び率が同じになるよう、高齢者負担率の設定方法を見直しました。昨年度引上げになった出産育児一時金の財源についても、後期高齢者医療制度からも捻出するという方針を決め、令和6年、令和7年とそれぞれ全体の3.5%の負担増を求めています。

年を重ねると、定期的な受診が必要な病気を抱える方が増えます。生活費を削り、何とか受診を続けている方も多数いらっしゃると思います。医療の抑制にもつながります。物価高騰の下、年金の目減りにも苦しんでいます。高齢者の実態をしっかりと見るべきです。

世代的対決、対立を持ち込んでいることも問題です。

全世代型社会保障への道ではなく、軍事費増へ走るのではなく、国の責任で医療や社会保障の確立をと訴えて反対討論といたします。

○議長（富岡幸夫） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第34号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者19人、起立しない者2人）

○議長（富岡幸夫） 起立多数であります。よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第35号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第35号 令和6年度むつ市介護保険特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第36号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第36号 令和6年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第37号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第37号 令和6年度むつ市魚市場事業特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第38号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第38号 令和6年度むつ市水道事業会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第39号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第39号 令和6年度むつ市下水道事業会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第40号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第40号 財産の取得について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、夏季における児童生徒の熱中症による健康被害の防止及び教育環境の向上を図るため、市内小学校6校及び中学校4校にポータブルクーラー等を配備するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第37～日程第38 議案質疑、討論、採決

◇議案第42号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第37 議案第42号 むつ市副市長に選任する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案は、本年3月31日をもって退職することになるむつ市副市長に吉田真氏を選任することについて、議会の同意を求めるためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。2番杉浦弘樹議員。

○2番（杉浦弘樹） 議案第42号 むつ市副市長に選任する者につき同意を求めることについて質疑いたしますが、質疑の内容が議案第43号にも関連することから、一括質疑のような形で質疑いたします。

3年ぶりとなる副市長2人体制となりますが、市長の提案理由説明では、特に2人体制となる詳細を説明しておりませんでしたので、2人体制となる場合のそれぞれの役割や担当など、もう少し詳細をご説明いただきたいと思っております。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） むつ市政を担うに当たりまして、いつも私自身が心がけていることがございます。「日月に私照なし」、これは全ての市民の皆様を公平公正に照らすという意味でございます。そして、もう一つ私自身が大事にしていることがあります。それは、司馬遼太郎の小説「坂の上の雲」に、元海軍中将の秋山真之氏がアメリカ在学中に残した言葉として「自分が一日怠ければ日本の進歩が遅れる」、そういう言葉です。私自身は、いつもこの言葉を心に刻みまして、日々職務に邁進しておりますけれども、市における課題は多種多様化しておりますので、副市長を2人体制とすることで、さらにむつ市政を思い、よりきめ細かに市の課題に対応し、特別職という勤務時間に縛りのない職として365日、共にむつ市政を強力に推進できる体制とするため、副市長を2人体制とするものです。

また、事務分担でありますけれども、お二人のこれまでの行政経験を最大限発揮していただくため、吉田真氏には総務部、財務部、市民生活部、都市整備部、建設技術部、上下水道局を、また齋藤友彦氏には、政策推進部、健康福祉部、子どもみらい部、産業政策部、教育委員会をそれぞれ担当していただくことと考えてございます。

○議長（富岡幸夫） これで杉浦弘樹議員の質疑を

終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で議案第42号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第42号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第42号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第42号は、これに同意することに決定いたしました。

◇議案第43号

○議長(富岡幸夫) 次は、日程第38 議案第43号 むつ市副市長に選任する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案は、本年3月31日をもって退職することになるむつ市副市長に齋藤友彦氏を選任することについて、議会の同意を求めるためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で議案第43号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第43号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第43号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第43号は、これに同意することに決定いたしました。

◎日程第39～日程第41 議員提出議案 一括上程、提案理由説明、質疑、討論、採決

○議長(富岡幸夫) 次は、日程第39 議員提出議案第1号 むつ市議会委員会条例の一部を改正する条例から日程第41 議員提出議案第3号 自民党派閥裏金問題の徹底解明と実効性ある再発防止策の確立を求める意見書までの3件を一括議題といたします。

まず、議員提出議案第1号 むつ市議会委員会条例の一部を改正する条例について、提出者から提案理由の説明を求めます。14番中村正志議員。

(14番 中村正志議員登壇)

○14番(中村正志) ただいま上程されました議員提出議案第1号 むつ市議会委員会条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本案は、むつ市部設置条例の一部改正等による

行政組織の改編に応じて、常任委員会の所管について所要の改正をするため、全議員22名をもって提案するものであります。

以上、上程されました議員提出議案第1号の提案理由であります。ご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（富岡幸夫） 次に、議員提出議案第2号 令和6年能登半島地震の復旧・復興を最優先することを求める意見書及び議員提出議案第3号 自民党派閥裏金問題の徹底解明と実効性ある再発防止策の確立を求める意見書について、提出者から提案理由の説明を求めます。2番杉浦弘樹議員。

（2番 杉浦弘樹議員登壇）

○2番（杉浦弘樹） 議員提出議案第2号 令和6年能登半島地震の復旧・復興を最優先することを求める意見書について、意見書案の朗読をもって提案理由に代えさせていただきます。

令和6年能登半島地震では、すでに多くの死傷者を出しているうえ、現在も行方不明者が多数おり、いまだ被害の全貌が見えない極めて深刻な状況にあります。

また、建物や家屋の倒壊・損壊、がけ崩れや道路の崩壊等各種インフラ被害、さらには上下水道や通信などのライフラインの不通など、物的被害は極めて甚大かつ広範囲に及んでおり、震災からの復旧・復興には莫大な時間とコストを要することが予想されます。

一方、大阪・関西万博の関連工事では、パビリオン等の建設スケジュールの大幅遅れが指摘されており、来春の開幕に間に合うかどうかまさにぎりぎりの状況にあります。

こうした中で、仮に万博関連工事にこれまで以上の大量の人員、重機、資材などを投入することになれば、被災地の復旧工事にしわ寄せがいくことが強く懸念されます。

なにより、建設人材の不足が震災復興の妨げと

なることは断じてあってはならず、もし万博関連の計画が予定通りに進まないのであれば、計画を変更するなど柔軟に対応することが必要であります。政府は、能登半島地震の被災地での人命を最優先するとともに、被災者の生活と生業の回復、被災地の復旧・復興を加速させ、被災地関連事業を最優先させることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

続きまして、議員提出議案第3号 自民党派閥裏金問題の徹底解明と実効性ある再発防止策の確立を求める意見書について、意見書案の朗読をもって提案理由に代えさせていただきます。

昨年11月に、自民党5派閥の政治団体が政治資金パーティーの収入を政治資金収支報告書に記載していなかった疑いがあるとした告発状の提出が判明しました。

こうした政治資金パーティーをめぐる問題は、派閥に所属する議員がパーティー券の販売ノルマを超えて集めた分の収入を派閥の政治資金収支報告書に記載せず、議員側にキックバックし、議員側も収支報告書に記載していないといったことでした。また、ノルマ超過分のパーティー収入は、派閥に納入せずに中抜きしていたケースも明らかになり、参院選の年はノルマ超過分も含めたパーティー券代の全額を収支報告書に記載せずに還流していたことも報道されるなど、組織ぐるみの裏金づくりが行われております。

政治資金規正法上の不記載や虚偽は明らかな犯罪行為であり、規正法のめざす「国民の不断の監視と批判」を回避し、「政治活動の公明と公正」を侵害し、「民主政治の健全な発達」を妨げるものです。

昨年末には、東京地検特捜部が強制捜査に入り、1月には自民党所属の衆院議員やその政策秘書である会計責任者が政治資金規正法違反の容疑で逮

捕され、その後は派閥の会計責任者や自民党所属の国会議員が在宅起訴や略式起訴されております。

政治とカネの構造的問題に対し、国民の政治不信はこれまで以上に極めて深刻になっています。裏金を還流させる仕組みはなぜできたのか、中心人物は誰なのか、裏金の使途はどうなっているのかなど、明らかになっていない疑問が山積しています。徹底的に事件の全容解明を行い、責任を明確にし、国民に対する説明責任を果たすことを強く求めます。

政治資金規正法には、政治活動を国民の監視の下に置くことで、公平さを確保する狙いがあります。今回の問題を検証し、再発防止に向け、実効性のある抜本的な法改正が必要です。

よって、国会及び政府に対し、裏金問題の真相の徹底究明と実効性ある再発防止策の確立を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

以上が提案理由であります。このことに対し、多くの国民が疑問を抱いていることから、意見書提出者には党派を超えて名前を連ねております。ぜひとも正常な政治活動と国会運営を行っていただく観点から、ここで市議会議員の良識を示すべきだと考えます。

ぜひとも議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（富岡幸夫） これで提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議員提出議案3件については、この後質疑、討論、採決を行います。ここで議案熟考及び議事整理のため、12時20分まで暫時休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後 零時20分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました3議案については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◇議員提出議案第1号

○議長（富岡幸夫） まず、議員提出議案第1号 むつ市議会委員会条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第1号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第1号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

◇議員提出議案第2号

○議長（富岡幸夫） 次は、議員提出議案第2号
令和6年能登半島地震の復旧・復興を最優先する
ことを求める意見書の質疑を行います。

質疑の通告がありません。これで通告による質
疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第2号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっており
ます議員提出議案第2号は、会議規則第38条第2
項の規定により、委員会への付託を省略したいと
思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よっ
て、議員提出議案第2号は委員会への付託を省略
することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありま
せんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議あり
ませんか。

（「異議あり」の声あり）

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議がありますので、起立
により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員
の起立を求めます。

（起立者9人、起立しない者12人）

○議長（富岡幸夫） 起立少数であります。よって、
議員提出議案第2号は否決されました。

◇議員提出議案第3号

○議長（富岡幸夫） 次は、議員提出議案第3号
自民党派閥裏金問題の徹底解明と実効性ある再発

防止策の確立を求める意見書の質疑を行います。

質疑の通告がありません。これで通告による質
疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第3号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっており
ます議員提出議案第3号は、会議規則第38条第2
項の規定により、委員会への付託を省略したいと
思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よっ
て、議員提出議案第3号は委員会への付託を省略
することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありま
せんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議あり
ませんか。

（「異議あり」の声あり）

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議がありますので、起立
により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員
の起立を求めます。

（起立者10人、起立しない者11人）

○議長（富岡幸夫） 起立少数であります。よって、
議員提出議案第3号は否決されました。

◎閉会の宣告

○議長（富岡幸夫） これで、本定例会に付議され
た事件は全て議了いたしました。

以上で、むつ市議会第259回定例会を閉会いた
します。

午後 零時 26分 閉会